

Front Line（フロントライン）とは「最前線」という意味です。相双地区は東日本大震災・原発事故の被災地であり、日本の雇用の最前線であることから、その状況をわかりやすく伝える情報誌として、このような名称としました。

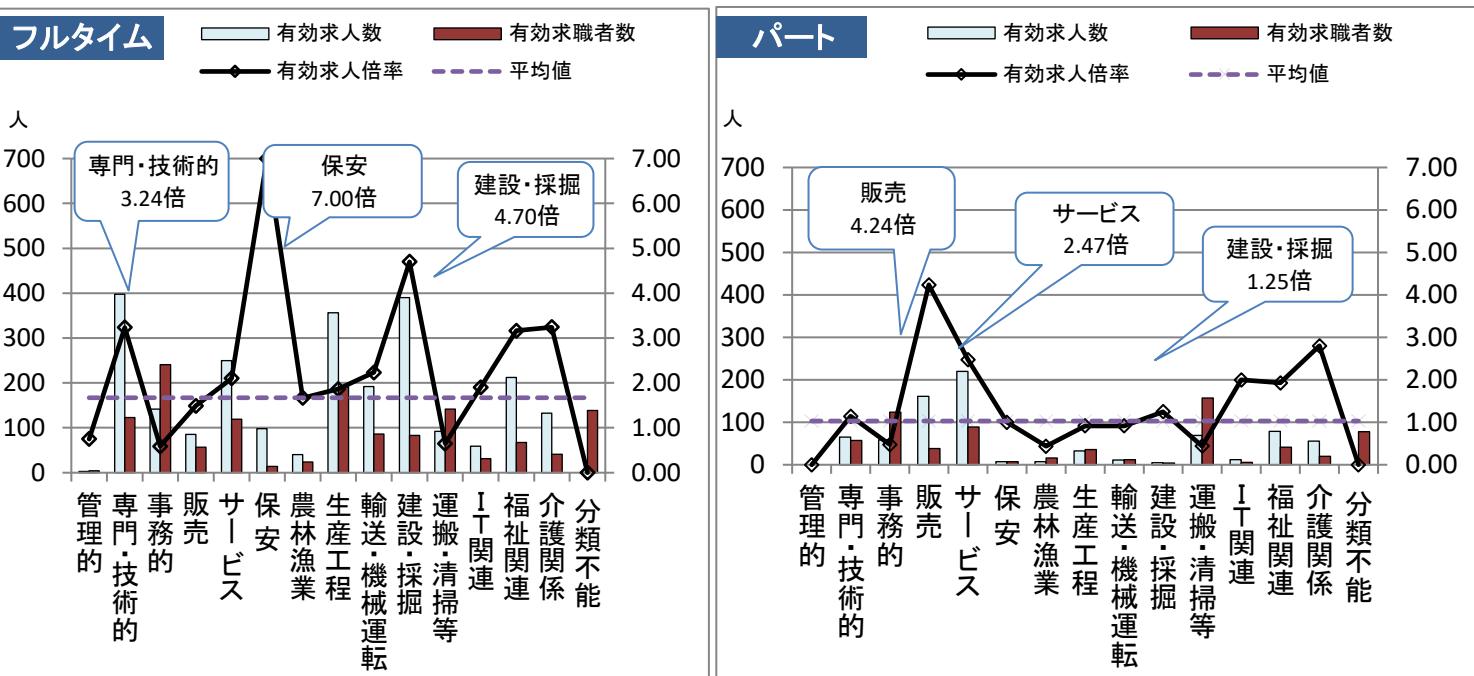
ハローワークは正社員の雇用を推進しています

正社員での雇用は、中長期的な視点での人材育成、技術の伝承が行いやすく、顧客との関係や企業イメージの向上につながるというメリットもあります。正社員雇用についてご検討ください。

<最新の雇用失業情勢データ> 令和7年12月分

有効求人倍率 相双地区 1.52倍 (前月比 +0.00 ポイント)

(新規求人倍率 相双地区 2.48倍 (前月比 +0.16 ポイント)



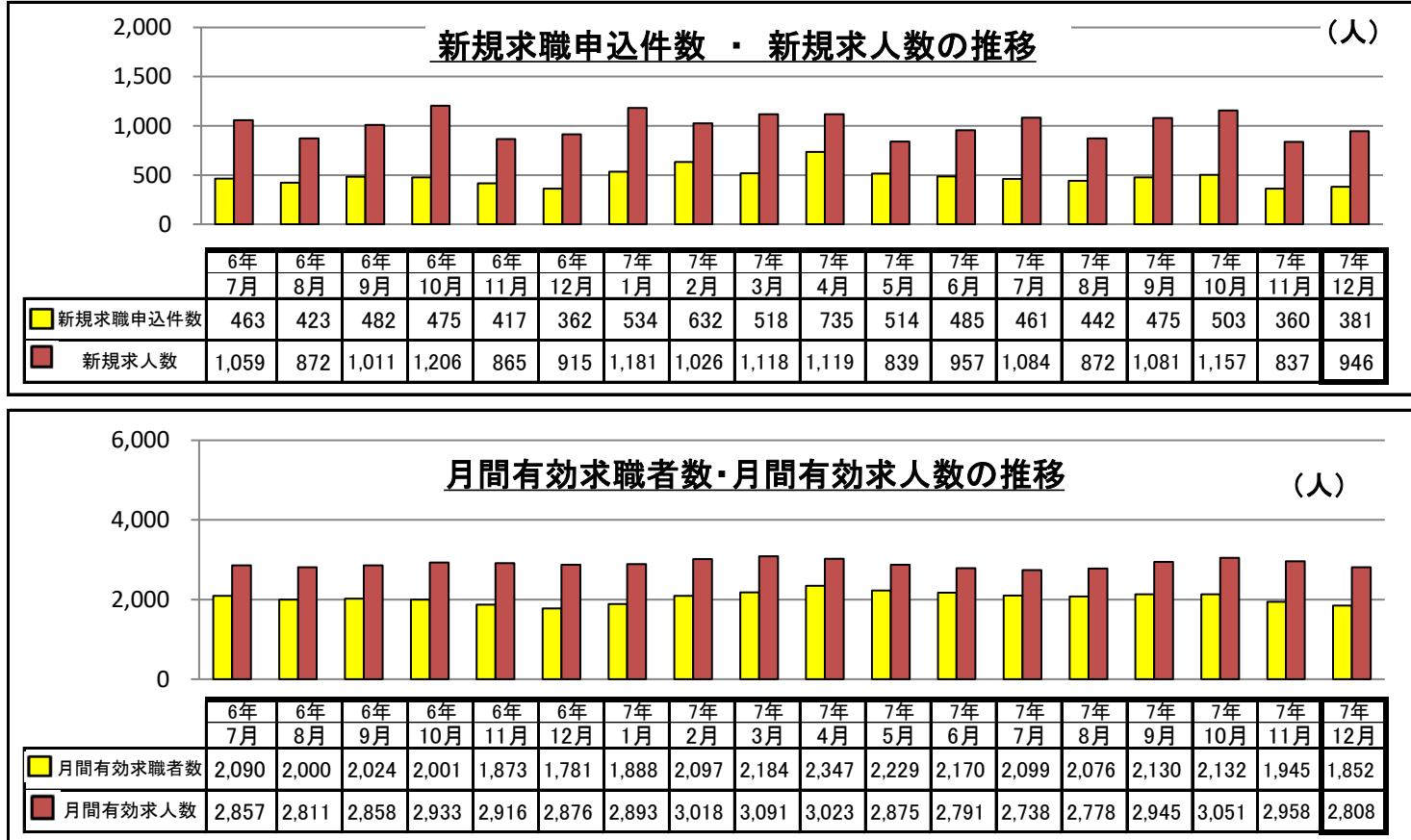
職業別賃金情報 及び 職業別バランスシート (臨時求人を除く)

	フルタイム		パートタイム		有効求人人数		有効求職者数		有効求人倍率	
	新規求人	平均賃金 【千円】	新規求職	平均賃金 【十円】	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム
職業計	257	209	116	106	2,046	637	1,223	618	1.67	1.03
A 管理的	201	150	0	0	3	0	4	0	0.75	-
B 専門・技術的	291	216	129	109	398	65	123	57	3.24	1.14
建築・土木技術者	332	245	0	0	150	5	11	2	13.64	2.50
看護師等	246	228	133	114	67	21	19	20	3.53	1.05
C 事務的	225	191	122	107	142	59	241	124	0.59	0.48
D 販売	258	203	112	105	85	161	57	38	1.49	4.24
商品販売	206	175	109	105	27	147	41	36	0.66	4.08
営業	282	258	150	0	57	12	16	2	3.56	6.00
E サービス	231	190	114	108	250	220	119	89	2.10	2.47
飲食物調理	253	172	113	105	30	64	33	41	0.91	1.56
接客・給仕	244	187	115	105	43	69	28	24	1.54	2.88
F 保安	224	200	100	103	98	7	14	7	7.00	1.00
G 農林漁業	227	196	0	105	40	7	24	16	1.67	0.44
H 生産工場	226	201	107	104	356	33	191	36	1.86	0.92
I 輸送・機械運転	272	240	113	112	192	11	86	12	2.23	0.92
自動車運転等	282	240	113	120	105	11	53	8	1.98	1.38
建設機械運転等	267	226	0	103	80	0	23	3	3.48	0.00
J 建設・採掘	280	311	115	0	390	5	83	4	4.70	1.25
K 運搬・清掃・包装等	225	197	112	106	92	69	142	157	0.65	0.44
(IT関連)	334	250	127	103	59	12	31	6	1.90	2.00
(福祉関連)	225	211	116	108	212	79	67	41	3.16	1.93
〈うち介護関係〉	210	197	110	100	133	56	41	20	3.24	2.80
分類不能	0	213	0	101	0	0	139	78	0.00	0.00

ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

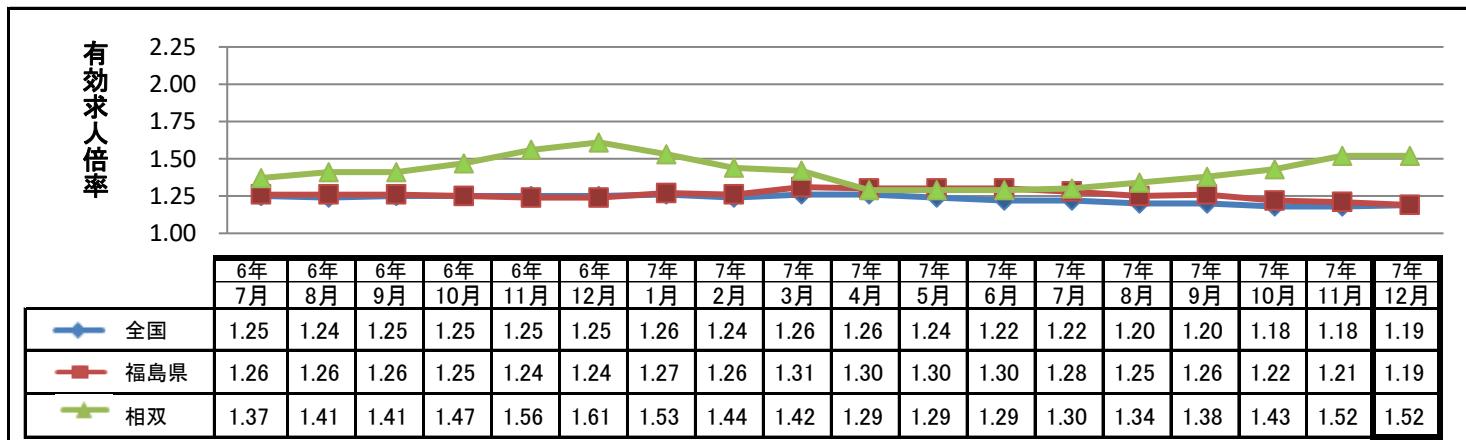
(紹介月報(様式4号))

管内の求人・求職者数の推移



職業紹介状況報告(様式1号)より集計

全国・福島県・相双の有効求人倍率の推移



<最新の雇用失業情勢データ>

令和 7 年 12 月分

有効求人倍率 **相双地区** 1.52 倍 (前月比 +0.00 ポイント)

全国 1.19 倍 (前月比 +0.01 ポイント)

福島県 1.19 倍 (前月比 -0.02 ポイント)

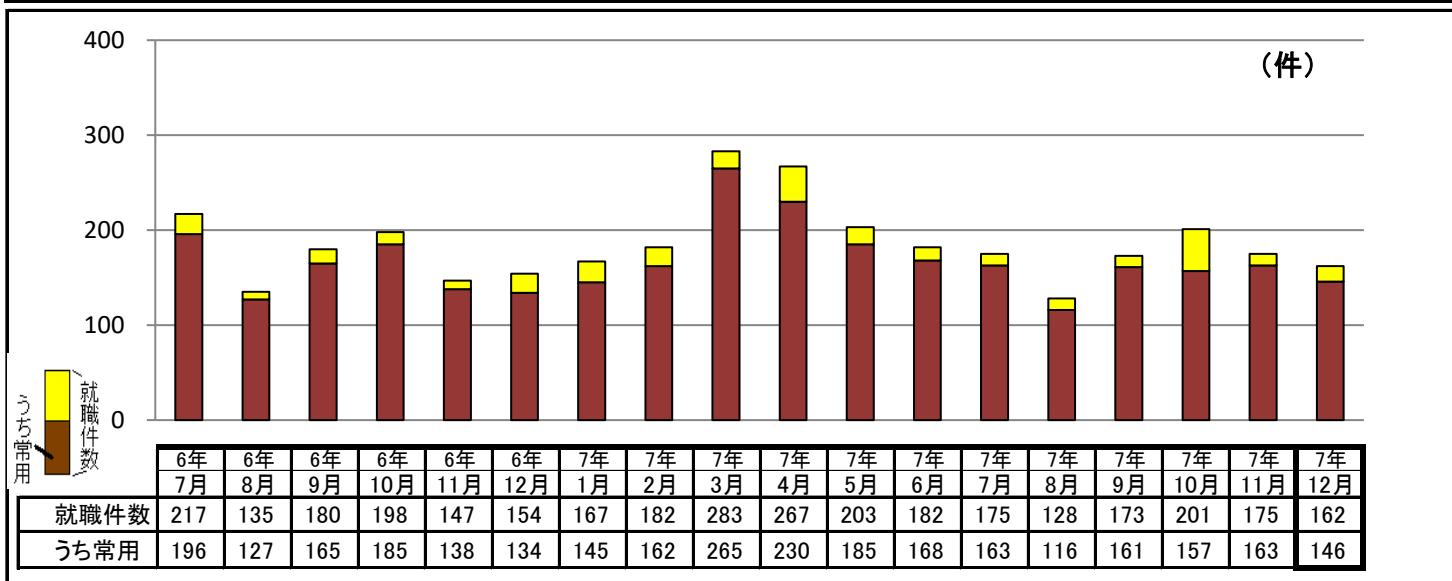
(注)全国及び福島県の月間有効求人倍率は季節調整値、相双は原数値となる。(福島労働局公表)
季節調整値は毎年1回(1月データ公表時)、過去にさかのぼって見直しが行われる。

完全失業率 **全国** 2.6 % (前月比 0.0 ポイント)

完全失業者数 **全国** 186 万人 (前月比 +5 万人)

完全失業率・完全失業者数は季節調整値となる。出典は総務省統計局「労働力調査」

管内の月別就職件数の推移



年代別有効求職者分布状況

年齢	有効 常用求職者数（パートを含む 常用のみ）						対前月比	
	当月			前月				
	当月 R07年12月	前年同月 R06年12月	増減	当月 R07年11月	前年同月 R06年11月	増減		
合計	1,841人	1,775人	66人	1,934人	1,864人	70人	▲ 93人	
全体に対する割合	100%	100%		100%	100%			
~ 19歳	17人	25人	▲ 8人	17人	29人	▲ 12人	0人	
	0.9%	1.4%	▲ 32.0%	0.9%	1.6%	▲ 41.4%	0.0%	
20 ~ 29歳	269人	270人	▲ 1人	292人	273人	19人	▲ 23人	
	14.6%	15.2%	▲ 0.4%	15.1%	14.6%	7.0%	▲ 7.9%	
30 ~ 39歳	312人	280人	32人	328人	311人	17人	▲ 16人	
	16.9%	15.8%	11.4%	17.0%	16.7%	5.5%	▲ 4.9%	
40 ~ 49歳	365人	333人	32人	377人	349人	28人	▲ 12人	
	19.8%	18.8%	9.6%	19.5%	18.7%	8.0%	▲ 3.2%	
50 ~ 59歳	429人	409人	20人	456人	418人	38人	▲ 27人	
	23.3%	23.0%	4.9%	23.6%	22.4%	9.1%	▲ 5.9%	
60歳 ~	449人	458人	▲ 9人	464人	484人	▲ 20人	▲ 15人	
	24.4%	25.8%	▲ 2.0%	24.0%	26.0%	▲ 4.1%	▲ 3.2%	

(紹介月報(様式7号))

管内の雇用保険業務取扱状況 令和7年12月分

	計	男	女
適用事業所数	3,067	-	-
被保険者数	36,326	23,386	12,940
資格取得者数	367	250	117
資格喪失者数	499	307	192
受給資格決定件数	69	36	33
受給者実人員	404	206	198
支給金額(千円)	52,372	28,968	23,403
再就職手当支給人員	29	12	17
再就職手当支給金額(千円)	14,387	6,635	7,751



福島労働局職業安定部・ハラクター公式マスクコット
キャラクター「福まる」

※支給金額は千円未満を切り捨てています。このため本月計とは一致しないことがあります。

高年齢者雇用安定法は、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境の整備を目的とする法律です。事業主は65歳までの雇用機会を確保する義務の履行に加え、70歳までの就業機会を確保するよう努める必要があります。

65歳までの雇用機会 の確保（義務）



70歳までの就業機会 の確保（努力義務）

70歳までの就業確保措置を講じることが事業主の「努力義務」になったことに伴い、65歳以上70歳未満で離職する者も再就職援助措置・多数離職届等の対象になります。

高年齢者就業確保措置について

＜対象となる事業主＞

- 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- 継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

＜対象となる措置＞

次の①～⑤の措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⇒P 2、3
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 ⇒P 2、3
 - a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

④、⑤については過半数労働組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります（労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。）。

- ※ ③～⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。
- ※ 高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることになります。
- ※ bの「出資（資金提供）等」には、出資（資金提供）のほか、事務スペースの提供等も含まれます。